

経営概要書

法人名：

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

(公益5)

1 法人の概要

代表者職氏名	会長理事 齊藤 一志	所管部課名	農林水産部農業経済課
所在地	秋田市八橋南2丁目10番16号	設立年月日	昭和45年5月28日
電話番号	018-864-2446	ホームページ	http://akita-seikabutukikin.jp/
主な出資 (出捐)者	出資(出捐)者名	出資(出捐)額(千円)	出資(出捐)比率(%)
	秋田県	240,000	50.4%
	25市町村	43,400	9.1%
	13農業協同組合	61,000	12.8%
	その他	131,500	27.6%
	合計	475,900	100.0%
設立目的	生鮮野菜の市場価格は、気象・需給動向等による価格の変動が大きいため、産地の育成及び安定供給への支援策として、県・県連合会及び産地農協を会員とした組織の設立の下、会員の出資金の運用益を財源とした価格補償制度を創設し、価格低落時の損失補てんをすることにより再生産を確保し、産地基盤の確立と併せて消費者への安定供給を目的とする。なお、昭和52年度より交付準備金制度に移行している。また、平成25年4月1日、公益社団法人に移行した。		
事業概要	県内における野菜及び花きの生産者が農協・JA全農を通じて出荷した園芸作物の市場価格が著しく低落した場合に、予め積立した交付準備金(生産者・農協・市町村・全農・秋田県・国がそれぞれの負担割合で拠出)を財源として補給金を交付する業務及び県内の果樹産地の構造改革を推進するための改植等に対する補助金を交付する業務		
事業に関連する法令、県計画	野菜生産出荷安定法、秋田県園芸作物価格補償事業実施要領、果樹農業振興特別措置法		

2 令和元年度事業実績

秋田県園芸作物価格補償事業(県単事業)については、本県が豊作調で販売数量も前年を上回ったが、全国的な天候不順による産地リレーの乱れや消費の不振から厳しい販売となったため、価格差補給金交付額は青果全体で61,419千円(前年比521%)に増加した。
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(国庫事業)についても同様に厳しい販売となり、補給金交付額は20,483千円(前年比3,809%)と大幅に増加した。また、果樹経営支援対策事業(果樹未収益期間支援事業を含む・国庫事業)については、補助金額等が11,777千円(前年比92%)となった。

<事業目標>

項目	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業説明会の実施(回数)	目標	2	2	2	2
	実績	2	2	2	—
補給金の早期交付(月数)	目標	2	2	2	2
	実績	2	2	2	—
受益者負担金(千円)	目標	23,700	23,000	22,500	19,000
	実績	24,598	24,945	19,871	—

3 組織

①役員数(R2.7.1現在)(単位:人)

区分	理事	R1	R2	監事	R1	R2	役員報酬
常勤							支給対象者 (R1年度)
内、県退職者							—人
内、県職員							
非常勤	9	9	3	3			平均年齢
内、県退職者							—歳
内、県職員							平均報酬年額
計	9	9	3	3			(R1年度)
内、県関係者							—千円

②職員数(R2.4.1現在)(単位:人)

区分	R1	R2	正職員
正職員	1	1	
内、県退職者			平均年齢
出向職員	2	2	59歳
内、県職員			平均勤続年数
臨時・嘱託	1		38年
内、県退職者			平均年収
計	4	3	(R1年度)
内、県関係者			8,599千円

③理事会回数

平成30年度	4	令和元年度	4
--------	---	-------	---

4 財務

①正味財産増減計算書(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度
経常収益	111,468	268,200
基本財産・特定資産運用益	1,740	1,433
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	2,500	2,500
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	78,638	240,097
その他の収益	28,590	24,170
経常費用	106,037	268,305
事業費	78,638	240,097
管理費	27,399	28,209
人件費(事業費分含む)	16,970	18,839
当期経常増減額	5,431	△106
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	5,431	△106
当期指定正味財産増減額	58,856	△192,881
当期正味財産増減額合計	64,287	△192,987

②貸借対照表(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度
流動資産	31,415	30,987
固定資産	1,477,639	1,284,758
資産計	1,509,054	1,315,746
流動負債	570	248
短期借入金		
固定負債	483,327	483,327
長期借入金		
負債計	483,897	483,575
指定正味財産	934,159	741,278
うち基本財産充当額	19,200	19,200
一般正味財産	90,998	90,893
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,025,157	832,171
負債・正味財産計	1,509,054	1,315,746

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

	要支給額	引当額	引当率(%)
退職給与引当状況	26,627	26,627	100.0%

<主な経営指標>

項目	算式	平成30年度	令和元年度	増減※
経常収支比率	経常収益÷経常費用×100	105.1%	100.0%	△5.2
流動比率	流動資産÷流動負債×100	5511.4%	12478.3%	6,966.9
自己資本比率	正味財産計÷負債・正味財産計×100	67.9%	63.2%	△4.7
有利子負債比率	有利子負債÷正味財産計×100			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

5 県の財政的関与の状況

区分	平成30年度	令和元年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出	補助金 37,385	10,773	交付準備金造成分
	委託費		
	指定管理料		
年度末残高	貸付金		
	損失補償		
	その他の財政支出(基金等)		

I 自己評価

1 公共的役割	2 組織体制	3 事業実施	4 財務状況
A ・野菜生産出荷安定法の第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則の9条 ・秋田県園芸作物価格補償事業実施要領 ・果樹農業振興特別措置法の第7条 上記のとおり当法人の実施事業は公的事業として法的に位置付けられている事業である。	B 会長理事及び一部の理事は、同ビルに事務所を持つ団体の役員及び職員であり、会長の決裁及び業務等の指示はその都度受ける事は可能な体制となっている。	A 事業説明会等の実施及び補給金の早期交付（概ね2カ月以内の交付）とも目標を達成することができた。	A 事務費負担金の徴収を確実に実施し、収支均衡を図った。

II 所管課評価

1 公共的役割	2 組織体制	3 事業実施	4 財務状況
A 野菜生産出荷安定法及び果樹農業振興特別措置法などに位置づけられている公的事業である。	B 常勤役員はいないが、速やかに指示等がなされる事務執行体制にあり、概ね適切であると認められる。	A 事業説明会等の実施、補給金の早期交付の事業目標を達成し、円滑な事業実施が図られている。	A 事務費負担金の確実な徴収を実施し、収支均衡が図られている。

III 外部専門家のコメント

経営概要書に記載の通り、野菜及び花き等の青果物の価格補償を行うという事業の性格上、経常収益の大部分を占める事業収益と、経常費用の大部分を占める事業費は同額で、当年度は240百万円と昨年度に比べて大幅に増加した。それ以外の管理収益と管理費用はほぼ同額で、それにより当年度の収支は均衡している。当事業年度は、生産者への補給金（返戻金）の交付に伴い、指定正味財産から事業収益へ、園芸作物交付準備金振替額として105百万円、特定野菜交付準備金振替額として123百万円振り替えたこと等により、指定正味財産は昨年度と比べ192百万円減少した。ただ指定正味財産自体は、事業目的として実施している生産者への補助金交付の金額の多寡により毎年変動する。当年度は前年度に比べ、補助金交付額が増加したことから指定正味財産は減少したが、翌年度には交付準備金として再造成されることとなっている。

IV 委員会評価

1 公共的役割	2 組織体制	3 事業実施	4 財務状況
A 三セクの行動計画には「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。野菜生産出荷安定法に基づく価格差補給金の交付に関する事業や、果樹農業振興特別措置法に基づく優良品種・品目への改植等への補助金交付に関する事業を実施しており、公益的役割は大きい。	B 常勤の役員は置かれていないものの、業務上必要な指示は都度受けられる体制となっており、法人運営上の組織体制は概ね整っていると認められる。	A 事業説明会の実施及び補給金の早期交付はともに目標を達成しており、受益者負担金は目標値を下回る達成率となったが、事業は適切に実施されていると認められる。	A 経常ベースでの収支均衡は保たれており、一般正味財産を十分に保有し、財務内容も安定している。

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	A	4 財務状況	A
---------	---	--------	---	--------	---	--------	---

評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた取組（概要）

B評価であった組織体制については、「常勤役員がいらないものの、業務等の指示はその都度受けられる体制であり、概ね適切と認められる。」との評価であった。今年度も常勤役員の設置はしていないが、速やか且つ適切な事務執行体制に努めた。

A評価であった公共的役割、事業実施、財務状況については、適切且つ安定した経営健全化の維持に努めた。